

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成24年9月7日
【事業年度】	第52期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）
【会社名】	尾家産業株式会社
【英訳名】	OIE SANGYO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 尾家 啓二
【本店の所在の場所】	大阪市北区豊崎六丁目11番27号
【電話番号】	06（6375）0158
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部副本部長 小笠原 拓正
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区豊崎六丁目11番27号
【電話番号】	06（6375）0158
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部副本部長 小笠原 拓正
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成24年6月25日に提出いたしました第52期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき箇所がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況等

(1) コーポレート・ガバナンスの状況

社外監査役

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

社外監査役

(訂正前)

当社の社外監査役は2人であります。

当社は、東京証券取引所が平成21年12月29日、上場会社に対して、1名以上の独立役員の確保及びその届出義務に対応し、社外監査役の選任に当たっては、当社からの独立性を考慮し、財務及び会計あるいは法律に関する相当程度の知見を有する者を適任と考えております。社外監査役の中から、一般株主保護のため、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外監査役1名を独立役員に選任しました。
なお、社外監査役は、当社との人的関係、資本的关系及び取引関係その他の利害関係はありません。

池永洋宣氏は、池永公認会計士事務所の代表にて、公認会計士・税理士として企業会計実務に精通しており、その経歴を通じて培った専門家としての経験と見識を当社経営体制の強化に活かし、また、その経験と見識から社外監査役としての職務を適切に遂行していただいております。同氏は、当社の主要株主や主要取引先の業務執行者等であった経歴がないことから独立性を有していると考え、社外監査役として選任しております。同氏につきましては、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれがなく独立性を有していると判断しており、株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪証券取引所が指定を義務付ける独立役員として届け出ております。

友添郁夫氏は、友添・山下総合法律事務所の代表にて、弁護士として長年の経験と見識を有しているため、その専門的な経験と見識を、当社経営体制の強化に活かし、また、その経験と見識から社外監査役としての職務を適切に遂行していただいております。同氏は、当社の主要株主や主要取引先の業務執行者等であった経歴がないことから独立性を有していると考え、社外監査役として選任しております。

当社は社外取締役を選任しておりません。

その理由は、健全性かつ透明性の高い経営の維持向上の観点から、取締役会へは2名の社外監査役が出席することにより、及び、両監査役による監査等により、現行の経営監視体制が十分機能していると判断しているからです。

(訂正後)

当社の社外監査役は2名であります。

池永洋宣氏は、池永公認会計士事務所の代表にて、公認会計士・税理士として企業会計実務に精通しており、その経歴を通じて培った専門家としての経験と見識を当社経営体制の強化に活かし、また、その経験と見識から社外監査役としての職務を適切に遂行していただいております。同氏は、当社の主要株主や主要取引先の業務執行者等であった経歴がないことから独立性を有していると考え、社外監査役として選任しております。同氏につきましては、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれがなく独立性を有していると判断しており、株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪証券取引所が指定を義務付ける独立役員として届け出ております。

友添郁夫氏は、友添・山下総合法律事務所の代表にて、弁護士として長年の経験と見識を有しているため、その専門的な経験と見識を、当社経営体制の強化に活かし、また、その経験と見識から社外監査役としての職務を適切に遂行していただいております。同氏は、当社の主要株主や主要取引先の業務執行者等であった経歴がないことから独立性を有していると考え、社外監査役として選任しております。

なお、社外監査役は、当社との人的関係、資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

当社は社外取締役または社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針は定めておりませんが、知識・経験に基づく客観的かつ中立的な監督または監視機能が期待され、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことを基本的な考え方として選任しております。

当社は社外取締役を選任しておりません。

その理由は、健全性かつ透明性の高い経営の維持向上の観点から、取締役会へは2名の社外監査役が出席することにより、及び、両監査役による監査等により、現行の経営監視体制が十分機能していると判断しているからです。